

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4 - 1 成績評価

基準 4 - 1 - 1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準 4 - 1 - 1 に係る状況）

(1) について

本会計大学院では、成績評価を絶対評価とし、評価基準について下記のとおり設定している。学生には、学生便覧及び履修指導要項に明記して配付し、履修登録時のオリエンテーション（原則全学生必須参加）で説明する等、周知徹底に努めている〔下記資料再掲「本会計大学院学則（学修評価，単位授与）」〕。【解釈指針 4 - 1 - 1 - 1】

< 成績の評価（成績のランク分け） >

学修の評価は S，A，B，C，F の 5 段階をもって表し、このうち S，A，B，C を合格とする。F を不合格とする。但し、科目の性質上、段階評価がなじまない科目については、合格又は不合格のみによる評価とする

< 各評価の基準（各ランクの分布の在り方） >

100 点満点中，S 評価：90 点以上

A 評価：80 点以上 89 点以下

B 評価：70 点以上 79 点以下

C 評価：60 点以上 69 点以下

F 評価：59 点以下

資料 再掲「本会計大学院学則（学修評価，単位授与）」

（学修評価，単位授与）

第 17 条 学修の評価は S，A，B，C，F の 5 段階をもって表し、このうち S，A，B，C を合格とする。F を不合格とする。但し、科目の性質上、段階評価がなじまない科目については、合格又は不合格のみによる評価とすることがある。

- 2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- 3 学修の評価については、客観性及び厳格性の確保のため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。
- 4 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修できる単位数の上限を38単位とする。

同条4項については、「1年間に履修できる単位数の上限」を30単位に変更（減少）する改定を行い、2006年4月25日より適用済みである。

また、成績評価における考慮要素については、各授業科目の性質に応じ、筆記試験・レポート試験・出席状況・授業中の発言内容・積極性・グループワーク作成内容・発表内容等、授業科目ごとに評価の方法を設定し、シラバスに明示して学生に配付し、周知を徹底している〔別添資料12「2005年度シラバス『経済社会における会計基盤の全体構造』」参照〕、〔別添資料15「2005年度成績評価方法一覧」参照〕。【解釈指針4-1-1-1】

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されているといえるか。

本会計大学院では、成績評価の基準が学則上に設定され、シラバスにおいてその詳細が提示されている。学則は、学生便覧によって学生に配付されており、シラバスは各年度の初めに学生に配付されている。

よって、本会計大学院では、成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されているといえる。

（2）について

本会計大学院では、具体的な成績評価に関し、以下の措置を講じている。

まず、成績評価が客観的かつ厳格に行われるよう、教員と事務局が分担して最終評価を確定している。筆記試験又はレポート試験については教員が採点している。その採点結果をシラバス上明示された評価方法（例えば、試験60%、レポート30%、出席10%）に従って算出する作業は、事務局職員が行っている。その際、出席を考慮する場合は事務局にて出席点を算出している。そして、S～Fの評価を事務局にて暫定後、再度、成績評価の基準と方法に照らし合わせ、教員及び事務局相互間で確認し、最終評価を確定している〔別添資料16「2005年度後期成績評価についての連絡」参照〕。【解釈指針4-1-1-2】

次に、成績評価について説明を希望する学生については、疑義照会を受け付けている。照会方法は、成績通知表の発行より1週間以内に疑義照会申請書〔当日配付限定資料2「疑義紹介申請書フォーマット」参照〕を提出を受け、照会内容の種類によって、学生部、教務部、または教員が回答する。疑義照会の項目は、主に、「履修申請をしているにもかかわらず当該科目欄に成績評価が記載されていない」、「当該科目における出席状況の再確認」だが、内容に応じて成績評価そのものに対する疑義も受け付けている（2005年度は疑義申請書の提出はなし）。【解釈指針4-1-1-2】

また、採点分布に関するデータは、研究科委員会（研究科における教授会）又は領域・系列別教員分科会において開示している。【解釈指針4-1-1-2】

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられているといえるか。

本会計大学院では、成績評価に当たって担当教員と事務職員との間で役割を分担し、成績評価基準どおりに成績評価がなされるよう体制を整備している。また、成績評価に関する疑義照会の制度を設けることで、成績評価の正確性を確保している。

よって、本会計大学院では、成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられているといえる。

（3）について

本会計大学院では、成績評価通知表に評価の基準（成績のランク分けと各ランクの分布）を記載しており、成績評価の結果を必要な情報とともに学生に配付している。また、筆記試験又はレポート試験の採点講評を配付している科目もある〔当日限定配付資料3「成績通知表サンプル」参照〕。【解釈指針4-1-1-3】

よって、本会計大学院では、成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されているといえる。

（4）について

期末試験を実施する場合は、実施方法についても厳格性を確保するため、「定期試験における受験上の注意」を学生便覧に明記してあらかじめ学生に周知した上で、試験に際して、試験監督（担当教員、助手、TA又は事務局員）が再度注意を喚起し、厳正な運営を行っている〔別添資料17「定期試験における受験上の注意」参照〕。また、再試験又は追試験においても、受験者が不当な利益又は不利益を受けることのないよう、厳正な試験の運営と成績評価を行っている。2005年度は、再試験の実績はないが、前期2授業科目各1名ずつ追試験を行い、試験の運営・成績評価ともに、正規に受験した受験生と何ら差異を生じさせることなく実施している。【解釈指針4-1-1-4】

よって、本会計大学院では、期末試験の実施方法についても適切な配慮がなされているといえる。

基準 4 - 1 - 2

学生が在籍する会計大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該会計大学院における単位を認定する場合は、当該会計大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4 - 1 - 2 に係る状況)

本会計大学院では、会計大学院以外の機関における履修結果をもとに本会計大学院における単位認定を行う場合について、下記のとおり学則に定め、研究科委員会審議事項としている〔下記資料 「本会計大学院学則第 18 条、第 19 条」参照〕、〔下記資料 「本会計大学院研究科委員会規則第 4 条」参照〕、〔下記資料 「年次計画履行状況調査報告書(抄)」参照〕。

もっとも、このたびの自己点検・評価の対象期間である 2005 年度においては、既履修単位の認定実績はない。今後既履修単位の認定を行う際には、下記資料に掲げられた諸要件を遺漏なきよう実施する所存である。

資料 「本会計大学院学則第 18 条、第 19 条」

(他大学院における授業科目の履修)

第 18 条 本大学院は、教育研究上有益と認めるときは、本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合について準用する。

3 前 2 項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 19 条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては前条第 1 項第 2 項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本大学院が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 をこえない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

資料 「本会計大学院研究科委員会規則第4条」

(審議事項)

第4条 研究科委員会は次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学，修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) その他，研究科の教育又は研究に関する重要事項

資料 「年次計画履行状況調査報告書(抄)」

既修得単位の認定方法等

- ・ 他の大学院の会計専門職に関する授業の高度・分野・形態等を考慮し，単位認定を希望する学生の成績証明書を評価すること
- ・ 当該学生の学術論文・研究論文・実務論文につき，これらを判定できる教員の評価を受けること
- ・ 当該学生の既修得単位が本大学院のどの開設科目と一致ないし関連性を有するかを審査し，一致ないし関連性を有する科目が存在する場合であること

以上に基づき，既修得単位の単位認定を行う

4 - 2 修了認定及びその要件

基準 4 - 2 - 1

会計大学院の修了要件が、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において（他専攻を含む）履修した授業科目について修得した単位を、各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該会計大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

（基準 4 - 2 - 1 に係る状況）

本会計大学院の修了要件は、基準 3 - 3 - 1 で述べたとおり、履修モデル等を参考に、2年以上の在学及び必修単位を含む38単位以上の修得と定めており、同修了要件は専門職大学院設置基準の定めを満たすものである〔下記資料 「専門職大学院設置基準第15条」参照〕、〔下記資料 「本会計大学院学則第20条」参照〕。【解釈指針 4 - 2 - 1 - 1】

また基準 4 - 2 - 1 に掲げられるア及びイについては、本会計大学院の学則第18及び第19条に定めるとおりである（下記資料 本会計大学院学則第18条、第19条（再掲）参照）。

資料 「専門職大学院設置基準 15 条（専門職学位課程の修了要件）」

（専門職学位課程の修了要件）

第15条 専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

資料 「本会計大学院学則第20条（専門職学位課程の修了要件）」

（専門職学位課程の修了要件）

第20条 専門職学位課程の修了要件は、2年以上在学し、本大学院が定めるところにより所要の科目を履修して38単位以上を修得することとする。

資料 「本会計大学院学則第18条，第19条」(再掲)

(他大学院における授業科目の履修)

第18条 本大学院は，教育研究上有益と認めるときは，本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，本大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は，学生が，外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合について準用する。

3 前2項の実施に関して必要な事項は，別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 本大学院が教育上有益と認めるときは，学生が本大学院に入学する前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を，本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，編入学，転学等の場合を除き，本大学院において修得した単位以外のものについては前条第1項第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本大学院が修了要件として定める単位数の2分の1をこえない範囲で，本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

檜田委員の評価意見

相対評価と絶対評価とが適切にバランスし、優れていると考える。